

## 基本方針等

### 【基本方針】

- 南海トラフ地震や大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に「三重県広域受援計画」を策定。
- 熊本地震、紀伊半島大水害、東日本大震災等過去の災害の教訓をふまえた受援活動。
- 熊本地震をふまえ、国の具体計画に基づく分野に、三重県独自の新たな下記の3つの分野を加え、幅広く効果的な受援活動。
  - ①高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れに関する計画、
  - ②ボランティアの受け入れに関する計画、
  - ③自治体応援職員の受け入れに関する計画
- 各分野にかかる計画ごとに、時系列に活動を整理したタイムライン、県が連携すべき関係機関の役割分担、受援にあたっての各主体の活動内容等を整理し、様々な関係機関と役割分担・連携した適時的確な受援活動。
- 国や他県の応援に対し、県の受援対応だけでなく、市町の基本的な受援対応を整理。

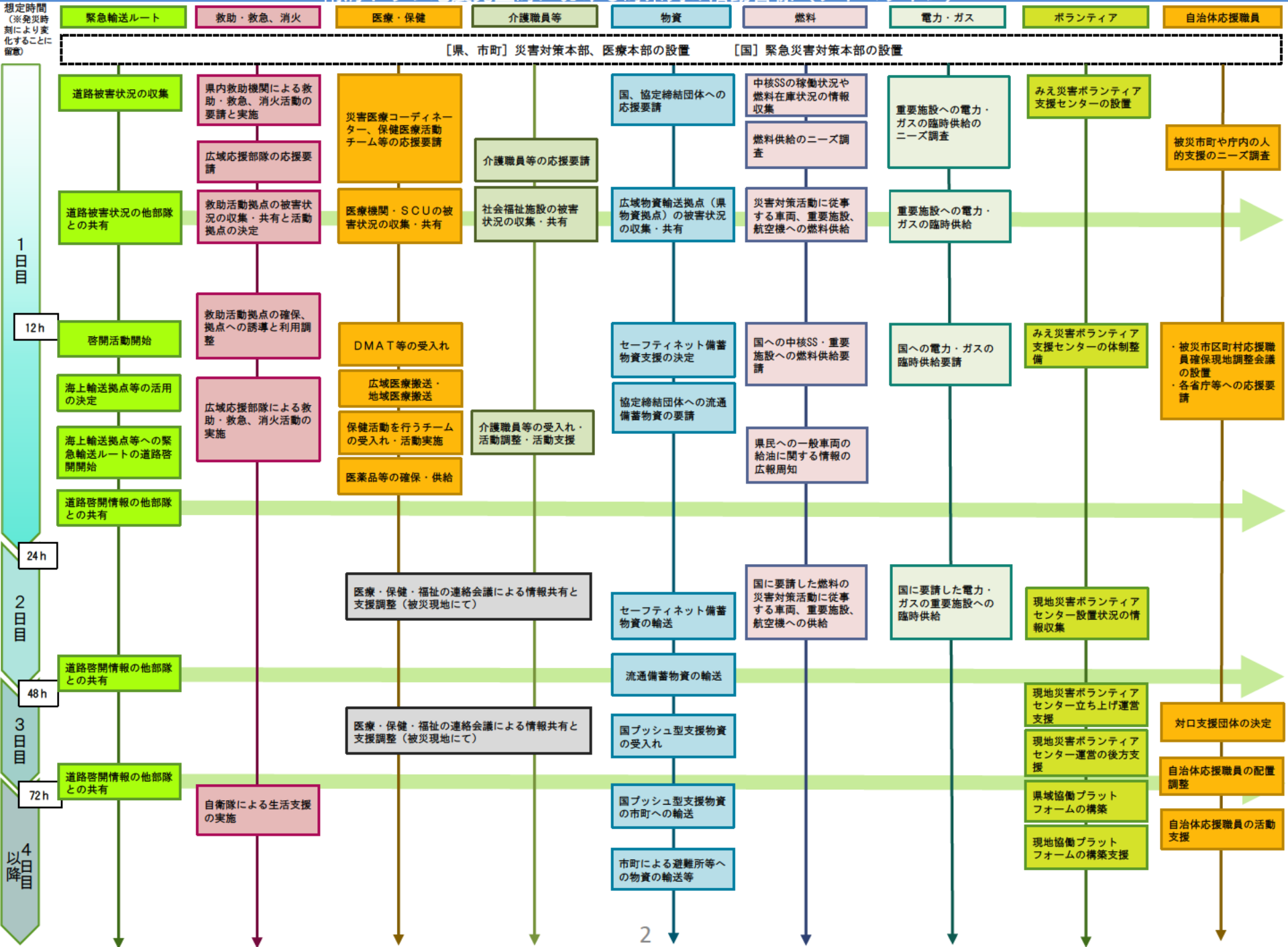
### 【計画の適用】

- 南海トラフ地震の想定震源断層域にかかる地域において震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報発表。
- 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合。

## 本県の計画の特徴

特徴 1	特徴 2	特徴 3	特徴 4	特徴 5
<p>要配慮者へのきめ細かな支援につなげる受援活動</p>	<p>県内の被害状況を想定した物資受援活動</p>	<p>ボランティア等による抜け・漏れ・落ちのない支援につなげる受援活動</p>	<p>自治体応援職員を躊躇せず受け入れ、適材適所に配置する受援活動</p>	<p>市町受援計画につなげる計画</p>
<p><b>教訓・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者への支援ニーズが増大。</li> <li>■災害による直接死だけでなく、その後の災害関連死の防止や健康保持に対する支援が必要。</li> <li>■医療・保健・福祉の連携が必要。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国プッシュ型支援物資が届くまでの3日間の支援が重要。</li> <li>■津波等による孤立地域支援が必要。</li> <li>■紀伊半島大水害で紀宝町全世帯への給水まで9日間要した。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■熊本地震において、ボランティア団体等の情報共有会議である「火の国会議」開催。</li> <li>■ボランティア団体間、災害対策本部との調整により、「抜け・漏れ・落ち」のない支援につなげた。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■熊本地震において、益城町では、災害対策本部が混乱するなか、せつかくの応援職員を適材適所に配置できなかった。</li> <li>■県だけでなく市町の自治体応援職員の受援体制の整備が重要。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■熊本地震において、県外からの人的・物的支援の受け入れにあたり、県と市町村の役割分担が明確でなく多くの混乱。</li> <li>■県と市町が一体となった受援活動が重要。</li> </ul>
<p><b>教訓・課題への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■他県に例のない「高齢者、障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れに関する計画」を定める。</li> <li>■医療活動だけでなく、保健予防活動等も幅広く定める。</li> <li>■医療・保健・福祉の連携を図る。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■県のセーフティネットの役割として物資を備蓄、孤立地域へ航空機で輸送。</li> <li>■県との協定締結に基づく民間流通事業者による物資支援。</li> <li>■他の都道府県等による給水活動、県内市町の配水池の緊急遮断弁等で確保した水による給水活動。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■県内外のボランティア団体等様々な関係者が参加し、情報共有、連絡調整の場「協働プラットフォーム」を県域及び被災現地に構築。</li> <li>■県及び市町災害対策本部との情報共有、連携を実施。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■県災害対策本部に「応援・受援班」を新たに設置。</li> <li>■県及び市町の迅速な受援体制構築のため、応援職員が従事する業務をあらかじめ整理。</li> </ul>	<p><b>教訓・課題への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■県と一体的に受援対応すべき市町の対応のポイントを整理。</li> <li>■県の受援計画に基づき、今後、市町受援計画策定につなげる取組。</li> </ul>
<p>医療活動 保健活動 連携 高齢者、障がい者等支援活動 避難生活の支援、災害関連死の防止</p>	<p>航空機による輸送 民間物流事業者 配水池 緊急遮断弁 給水 被災地域</p>	<p>現地協働プラットフォーム 三重県域協働プラットフォーム 情報共有、連携</p>	<p>市町災害対策本部 県災害対策本部 要請 職員派遣 対口支援団体（応援県等）</p>	<p>市町受援計画 (H29年度) 手引書 (H30年度) 市町受援計画 (H31年度以降)</p> <p>市町受援計画の策定のための作業手順をとりまとめた手引書</p> <p>主な検討事項 自治体応援職員 支援物資 ボランティア</p> <p>県と市町が一体となった災害時受援体制の構築</p>

# 南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）



緊急輸送ルートに関する計画（第2章）

要旨

被害が甚大な地域へ、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートの啓開活動について定める。

【活動期間】

災害発生後おおむね1週間

受援活動等のポイント

①目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標

用途	目的地（拠点）	啓開目標
災害対策拠点	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
救助活動拠点	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
医療活動拠点	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
物資拠点	広域物資輸送拠点 《県物資拠点》	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 《市町物資拠点》	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点	製油所	おおむね1～3日以内
航路による輸送拠点	海上輸送拠点（港湾）及び 地域防災計画に位置づけられた漁港	おおむね1～7日以内

※啓開目標は、国の具体計画の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）」、「中部版しんくろ作戦（道路啓開オペレーション計画）」を参考に設定。

②緊急輸送ルート路線数等

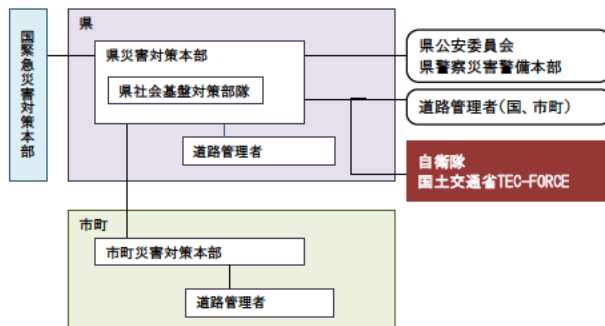
（376路線、総延長837km）  
 高速道路 3路線 91km  
 国道 27路線 332km  
 県道 94路線 288km  
 市町道 244路線 120km  
 臨港道路 8路線 6km

③海上輸送拠点及び地域防災計画に

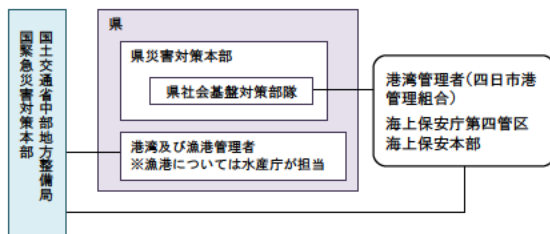
位置づけられた漁港  
 《港湾（8港）》  
 四日市港（霞ヶ浦南埠頭23号岸壁/  
 第3埠頭15号岸壁）、津松阪港、  
 鳥羽港、浜島港、吉津港、長島港、  
 尾鷲港、鶴殿港  
 《漁港（3港）》  
 舟越漁港、波切漁港、三木浦漁港

受援活動の体制

【緊急輸送ルートの啓開活動】



【海上輸送拠点等の活用（海路の使用）】



救助・救急、消火活動に関する計画（第3章）

要旨

人命救助に重要な72時間を考慮し、救助・救急、消火活動にあたる自衛隊、消防、警察（広域応援部隊）の救助活動拠点を定めるとともに、受援活動について定める。

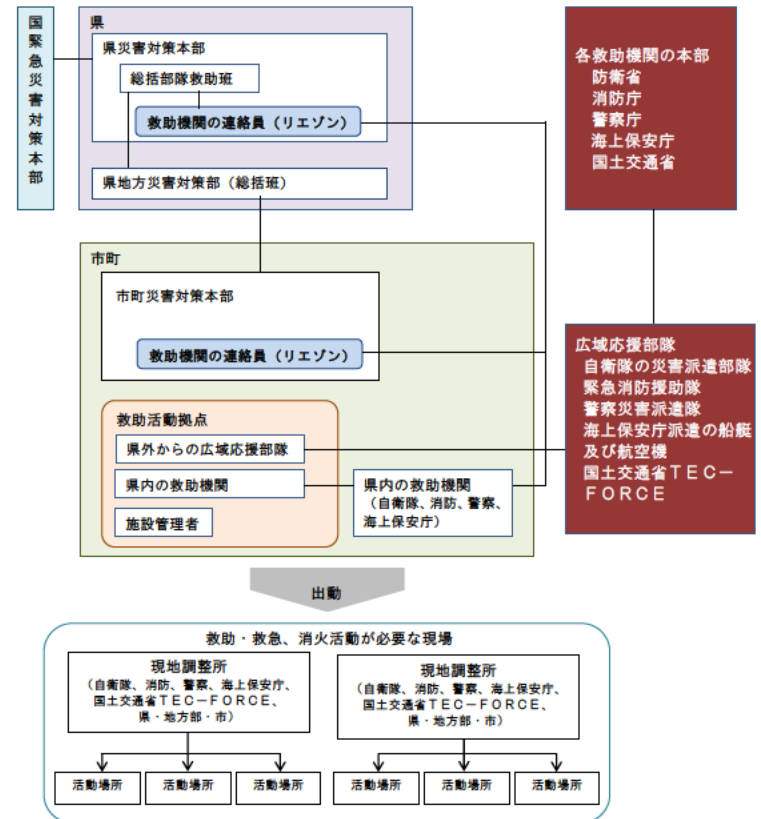
【活動期間】

主に災害発生後72時間の人命救助  
 災害発生後おおむね2週間の生活支援

受援活動等のポイント

- ①救助活動の実効性を高めるため、救助活動拠点の利用について、救助機関間の配置レイアウトを各現場で確認、調整し選定。
- ②救助だけでなく、入浴、給食、給水など自衛隊による生活支援を想定した受援活動。

受援活動の体制



医療・保健活動に関する計画（第4章）

要旨

多数の負傷者の発生や医療機関の被災により、医療ニーズが増大し、被災地内の医療資源だけでは対応できない事態が想定されるため、全国から派遣される保健医療活動チームの受援活動について定める。

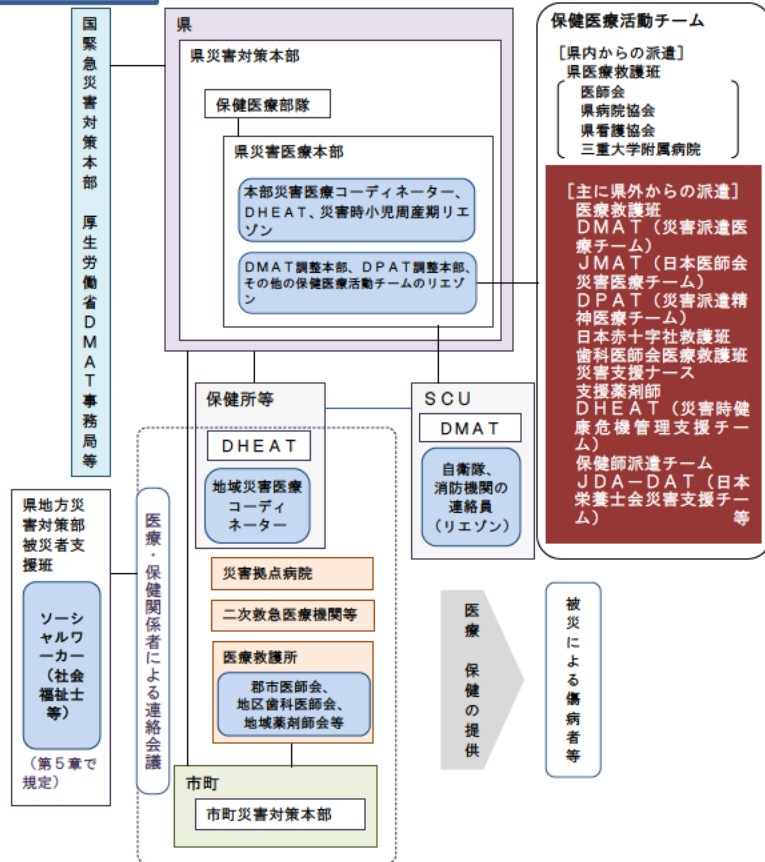
【活動期間】

DMAT（災害派遣医療チーム）は災害発生後おおむね1週間  
救護班、保健活動を行うチームは災害発生後数か月

受援活動等のポイント

- ①医療活動だけでなく、保健予防活動、食生活指導など健康管理面等の幅広い支援を想定した受援活動。
- ②高齢者、障がい者等の要配慮者支援をふまえた、医療・保健・福祉の連携。

受援活動の体制



高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画（第5章）

要旨

社会福祉施設等の被災に伴い高齢者や障がい者等の避難生活に支障を来すことが想定されるため、全国の自治体及び福祉サービス事業者団体と連携した広域的な介護職員等の受援活動について定める。

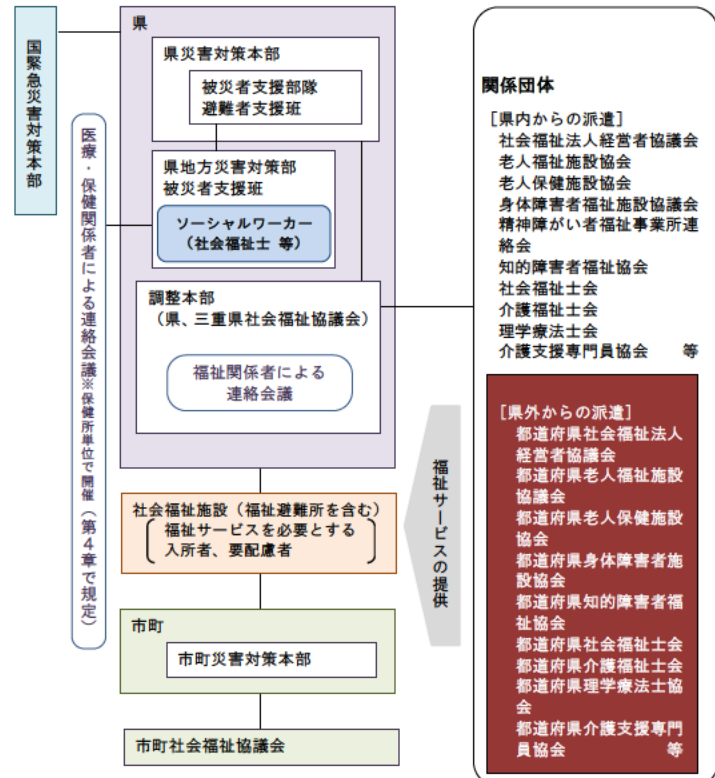
【活動期間】

災害発生直後～（災害規模により活動期間変動）

受援活動等のポイント

- ①要介護高齢者、障がい児・者（視覚、聴覚、肢体、内部、知的、発達、精神）、妊産婦、乳幼児等、幅広い支援を想定した受援活動。
- ②医療・保健・福祉の連携。

受援活動の体制



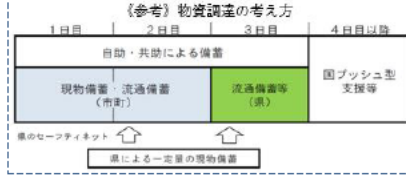
物資調達に関する計画（第6章）

要旨

災害発生4日以降の国のプッシュ型物資支援により大量の物資が届けられるため、県及び市町物資拠点を定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援活動のほか、国のプッシュ型支援物資が届くまでの災害発生後3日間の対応や、応急給水にかかる受援活動について定める。

【活動期間】

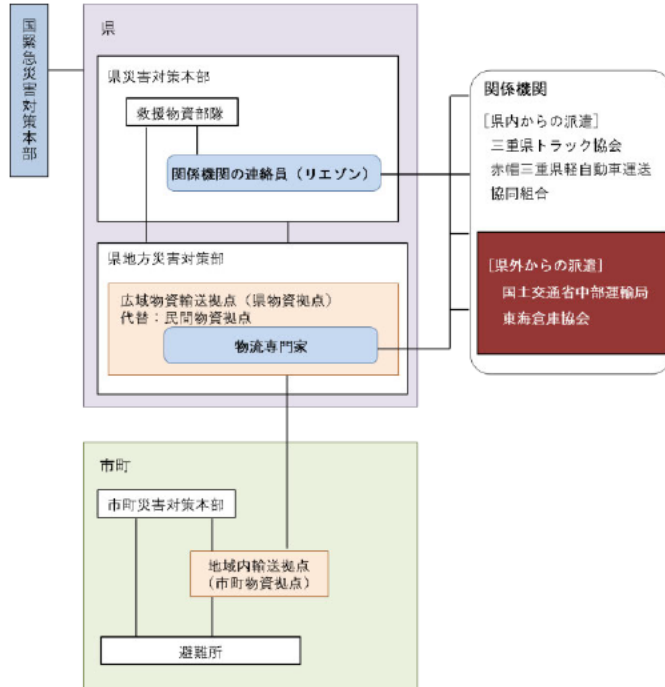
国のプッシュ型支援が行われる間  
(災害発生後3日目までを含む)



受援活動等のポイント

- ①災害発生後3日間における、孤立地域支援及び民間流通事業者による物資支援。
- ②紀伊半島大水害で給水に時間を要したことをふまえた迅速な給水活動。
- ③県物資拠点の被災時の代替となる民間物資拠点の選定。
- ④市町物資拠点から避難所までのラストワンマイル輸送。(平成30年度 手引書作成)

受援活動の体制



燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画（第7章）

要旨

《燃料供給》

災害応急対策活動に従事する車両や、災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設の燃料を優先的に供給するため、国や県石油商業組合への要請などの受援活動について定める。

《電力・ガスの臨時供給》

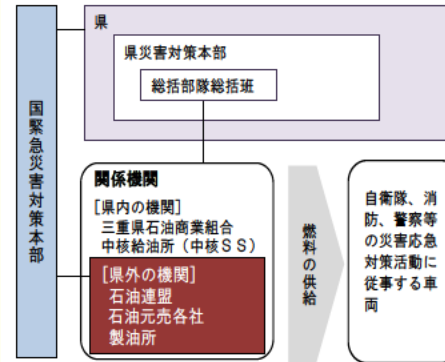
災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設への電力及びガスの臨時供給のため、国や事業者への要請などの受援活動について定める。

【活動期間】

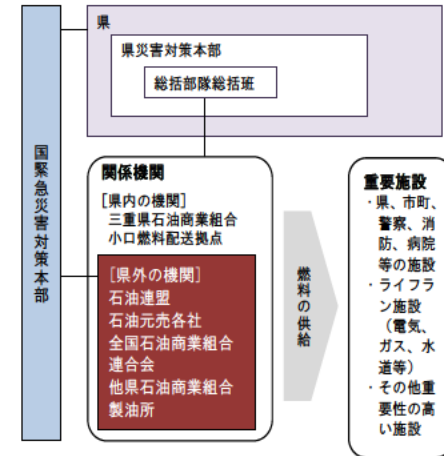
災害発生後おおむね8週間

受援活動の体制

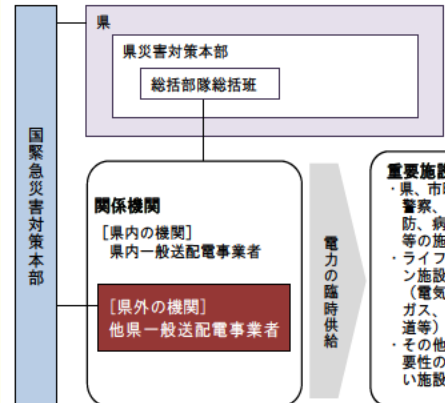
災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給



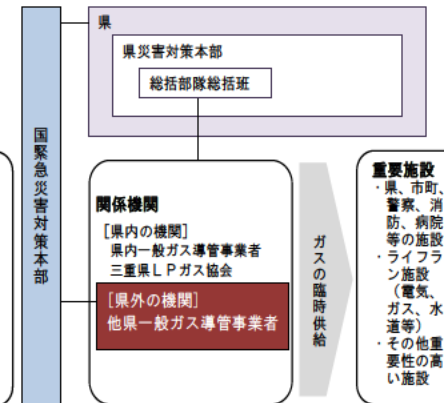
重要施設への燃料供給



電力の臨時供給



ガスの臨時供給



## ボランティアの受入れに関する計画（第8章）

### 要旨

高齢者、障がい者、外国人はもとより、支援を必要とする被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、県内外の多分野のボランティア・NPOが連携し、「抜け・漏れ・落ち」のない支援につなげる受援活動について定める。

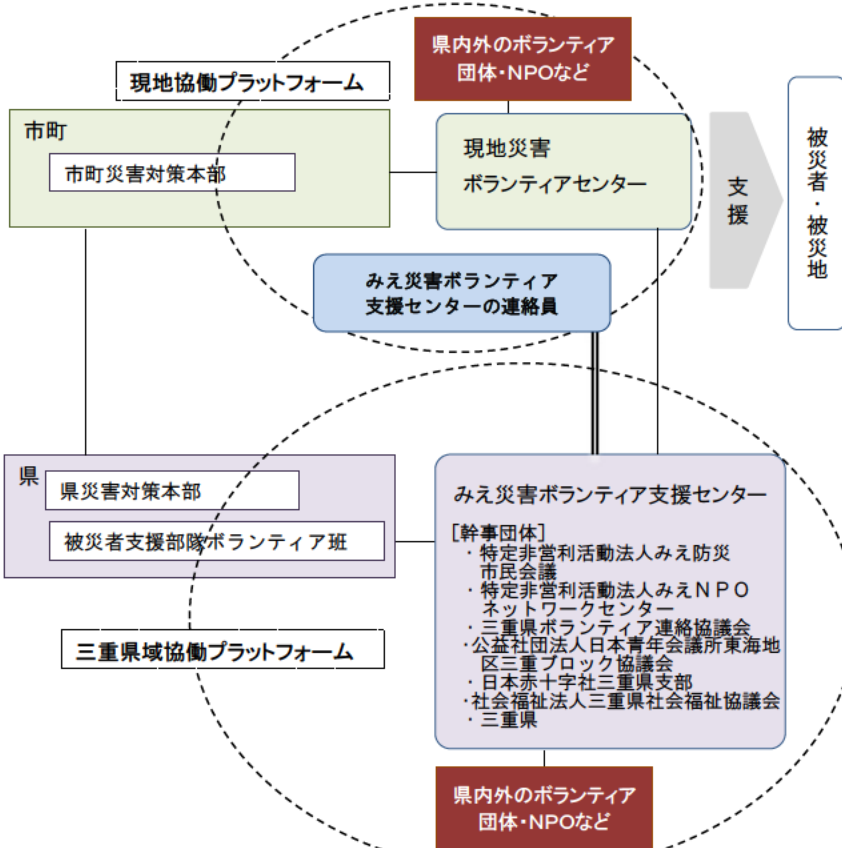
#### 【活動期間】

災害発生直後から「みえ災害ボランティア支援センター」が閉鎖されるまで

### 受援活動等のポイント

「抜け・漏れ・落ち」のない支援につなげるため、県内外のボランティア団体、県・市町災害対策本部等、様々な関係者の情報共有、連絡調整の場である「協働プラットフォーム」の県域及び被災現場での構築。

### 受援活動の体制



## 自治体応援職員の受入れに関する計画（第9章）

### 要旨

大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務を県及び市町の人的資源のみで実施することは極めて困難であるため、他の自治体からの広域的な応援を円滑に受けるための受援活動について定める。

#### 【活動期間】

災害発生直後～（災害規模により活動期間変動）

### 受援活動等のポイント

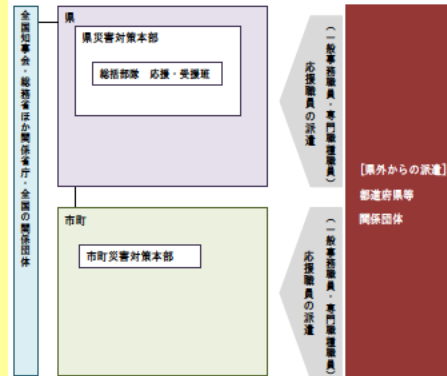
- ①災害対策本部が混乱するなか、応援職員を迅速に適材適所に配置するため、県災害対策本部に「応援・受援班」を新たに設置。
- ②県だけでなく市町の受援体制構築のため、応援職員が従事する業務をあらかじめ整理するとともに、主な専門職種職員の応援要請の具体的な流れを整理。

### 自治体応援職員の業務内容

《例》市町の業務一覧（短期派遣）

一般/専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	災害対策本部関係業務	首長の補佐（災害マネジメントの支援）	○	防災所管課
		住家被害認定調査業務	調査体制の確立支援 受付、現地調査	○	税務所管課 税務所管課
		避難所外避難者調査業務	避難所外避難者の生活環境改善調査		福祉所管課
専門	建築 土木	応急危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定		建築所管課
		下水道の復旧業務	下水道の復旧業務（マンホール及び下		下水道所管課

### 受援活動の体制



### 専門職種職員の応援要請の流れ

《例》被災建築物応急危険度判定士



《例》スクールカウンセラー

